

第 6138 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 2月13日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 配偶者控除、年末調整と確定申告

Q : 平成31年の税制改正では、配偶者控除、年末調整、確定申告関係の改正がされるとか。どのような改正ですか？

A : 次のような改正です。

【解説】

平成31年の税制改正では、次のような配偶者控除、年末調整、確定申告関係の改正が行われます。

【配偶者控除】

① 給与等又は厚生年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しかできないこととする。

② 居住者の配偶者が、公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者に係る控除を受け、かつ、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用を受ける場合には、その居住者は、確定申告において配偶者特別控除の適用を受けられないこととする。

③ 適用

平成32年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金並びに平成32年分以後の所得税について適用する。

【年末調整と確定申告】

年末調整で適用を受けた所得控除の額と確定申告で適用を受ける所得控除の額とが同額である場合は、年末調整で適用を受けた所得控除の額の合計額を確定申告書に記載することができることとする。

この改正は、平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等について適用する。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

